

鳥取県海面の漁業権の免許状況(令和5年9月1日時点)



番号	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類													漁業時期	漁業権者(漁協) / 漁場の位置(区画・定置)	存続期間					
			わかめ	てんぐさ	あまのり (いわのり)	もずく	えごのり (いぎす)	くろも	あかもく	ひじき	あわび	さざえ	いがい	かき	はい				こたまがい	にいな	たこ	うに	なまこ
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	1号	第一種 共同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	海藻は右記 のとおり、そ 他漁業は 周年	鳥取県、田後／岩美町、鳥取市福部町 鳥取県／鳥取市(福部町、青谷町を除く) 鳥取県／鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町 鳥取県、赤碓町／琴浦町、大山町、米子市淀江町 米子市／米子市(淀江町を除く) 鳥取県／境港市	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日	
	2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	4号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	6号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	1、2号	第一種 区画	藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10/21~4/30	鳥取県／岩美町東漁港内	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日		
	3号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10/21~4/30		田後／岩美町田後港内	
	4号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10/21~4/30		鳥取県／鳥取市福部町岩戸漁港内	
	5、6号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10/21~4/30		鳥取県／鳥取市気高町船磯漁港内	
	7号		貝類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		周年	鳥取県／鳥取市気高町船磯漁港内
	8号		魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		周年	鳥取県／鳥取市青谷町長和瀬漁港内
	9号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10/21~4/30	鳥取県／湯梨浜町泊漁港内
	10、11号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10/21~4/30	鳥取県／大山町平田漁港内
	12号		藻類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10/21~4/30	鳥取県／大山町平田地先
	13号		魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		周年	鳥取県／境港市地先
14号	貝類垂下式養殖業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	周年	鳥取県／境港市地先			
⑩	1号	定置	雑魚定置漁業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	周年	鳥取県／大山町御来屋地先			

【海藻の漁業時期】

- わかめ: 2/1 ~ 6/30
- てんぐさ: 6/6 ~ 8/31
- あまのり: 11/1 ~ 5/31
- もずく: 2/1 ~ 8/31
- えごのり: 7/21 ~ 8/31
- くろも: 2/1 ~ 6/30
- あかもく: 3/1 ~ 5/31
- ひじき: 4/1 ~ 6/30

【規則による制限】

○殻長等の制限

- あわび: 殻長9cm以下
- さざえ: 殻蓋(へた)の長径2cm以下
- こたまがい: 殻長3cm以下

○禁止期間

なまこ: 5/1 ~ 8/31 (中海海域及び境水道に限る)

【漁業権又は組合員行使権の侵害】100万円以下の罰金(親告罪)

※ 第一種共同漁業の漁場の区域 距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域及び海士島周囲200m内の区域(ただし、鳥取港内、鳥取空港付近、泊漁港内、赤碓港内、淀江漁港内を除く)
 ※ あわび、なまこは特定水産動植物に指定されており、知事許可を受けている場合、漁業権又は組合員行使権に基づく場合等を除き、採捕禁止(罰則: 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)